

## 大阪市条例第56号

### 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例及び大阪市立障害児入所施設条例の一部を改正する条例

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第1条 大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター条例（昭和59年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(利用料金) 第13条 [略] [2 略] 3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 生活介護を受ける者（次号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額 (2) 短期入所又は施設入所支援に係る者 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額	(利用料金) 第13条 [同左] [2 同左] 3 [同左] (1) 生活介護を受ける者（次号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額 (2) 短期入所又は施設入所支援に係る者 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計

<p>(3) 自立訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額</p> <p>(4) 児童発達支援に関して通所給付決定を受けた者 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額</p> <p>(5) 保育所等訪問支援に関して通所給付決定を受けた者 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(6) 障害児相談支援を受ける者 児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(7) 計画相談支援を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>[4 略]</p>	<p>額</p> <p>(3) 自立訓練を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額</p> <p>(4) 児童発達支援に関して通所給付決定を受けた者 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額</p> <p>(5) 保育所等訪問支援に関して通所給付決定を受けた者 児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(6) 障害児相談支援を受ける者 児童福祉法第24条の26第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>(7) 計画相談支援を受ける者（前号に掲げる者を除く。） 障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額</p> <p>[4 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

(大阪市立障害児入所施設条例の一部改正)

第2条 大阪市立障害児入所施設条例（平成17年大阪市条例第125号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 入所給付決定を受けた者 法第24条の2第2項第1号に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額</p> <p>(2) 支給決定を受けた者 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額</p> <p>[(3) 略]</p> <p>[4・5 略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>(1) 入所給付決定を受けた者 法第24条の2第2項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額</p> <p>(2) 支給決定を受けた者 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額</p> <p>[(3) 同左]</p> <p>[4・5 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。